

令和7年度大江町西山杉材利用促進事業補助金 交付要綱

（目的及び交付）

第1条 町長は、西山杉材の利用促進と林業及び木材関連産業の活性化、住環境の整備を図るため、西山杉材を利用し住宅を建築する者に対し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）木造住宅等

住宅、店舗、事務所、工場、倉庫、物置、車庫とする。

（2）建築

新築、増改築工事、修繕工事とする。

（補助金交付要件）

第3条 補助金の交付対象となる建築物は、町内に建築される木造住宅等とし、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（1）大江町産西山杉材を使用し、施工されるものであること。

（2）町内の製材業者より納入された材料を使用するものであること。

（3）町内の建築業者により施工されるものであること。

（4）補助金申請年度の3月20日までに第9条に定める実績報告書を提出できる者。

（5）税金の滞納がないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、建築にかかる経費のうち大江町産西山杉材の購入費とする。ただし、一建築物につき30万円以上の材料購入費に限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の30%以内の額とし、50万円を限度とする。

なお、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。

- 2 本事業の実施にあたり、次の各号に掲げる事業との併用申請は認めるものとし、補助金の合計額は100万円を限度とする。

- (1) 大江町住宅建築奨励事業
- (2) 大江町雪から家をまもる事業
- (3) 大江町優良景観形成事業

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事に着手する前に大江町西山杉材利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 建築物の位置図
- (3) 建築物の平面図
- (4) 産地証明書（別記様式第2号）
- (5) 補助対象となる材料費の見積書の写し
- (6) 建築基準法第15条第1項の規定による建築工事の届け出の写し
- (7) 公簿等の閲覧同意書
- (8) 使用する西山杉材に係る木割書及び発注書の写し
- (9) その他町長が必要と認める書類

- 2 この事業に係る補助金の交付申請は、1世帯1回限りとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後に申請内容を変更又は取下げるときは、事業変更承認申請書（別記様式第3号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 2 規則第7条第1項のア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業経費の5分の1を超える額の変更
- (2) 事業主体の変更
- (3) 事業の主要な内容変更
- (4) 事業箇所の変更

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書に添付すべき書類は次のとおりとし、事業完了後30日以内に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書(別記様式第1号)
- (2) 完成写真
- (3) 西山杉材に係る納品伝票の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第10条 町長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
 - (2) 補助金の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - (3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき
- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けて補助金を返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。